



宮城県(環政)指令第 288 号

埼玉県久喜市間鎌 3 1 4 番地 1  
株式会社クリエイト

令和 4 年 1 月 1 7 日付けで申請のありましたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 49 条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則に基づく申請については、下記のとおり認定します。

令和 4 年 2 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



記

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 1 事業所の名称      | 株式会社クリエイト 仙台営業所     |
| 2 事業所の所在地     | 仙台市若林区荒浜字中堀南 6 3 番地 |
| 3 取り扱うフロン類の種類 | CFC, HCFC, HFC      |

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内(この処分についての審査請求を行った場合には、当該審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

担当：環境生活部環境政策課温暖化対策班  
電話：0 2 2 - 2 1 1 - 2 6 6 1